

仕 様 書

1. 本工事の仕様は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」（最新版）による外、特別仕様書に定めるところによる。
2. 本工事に際し、設計書・図面および仕様書について疑義を生じたときは係員に協議し指示をうけること。
3. 本工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること（「建設工事公衆災害防止要綱（平成5年1月12日付け 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。）
4. 本工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに原状復旧を行うこと。
5. 本工事の施工に際し、資材を購入し、又はやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者へ請け負わせようとする場合は、極力、三次市内に主たる営業所を有する業者に発注するものとする。
6. 主要資材は、あらかじめ購入先の名称、所在地、及び資材名等を発注者に通知するものとする。
7. 本工事の工期には、検査期間としての14日間を含んでいる。